

(別紙)

ブラジルにおける集団的権利保護訴訟の具体的事例

(1) 拡散的権利または利益に関する具体的事例

- ① 湾内の水が汚染され、これを是正する必要がある場合に、汚染者に対する湾への化学廃棄物の排出禁止、フィルターの設置の強制、過去の行為で汚染された水の浄化環境に対して生じた包括的損害に対する賠償請求、等を求めた事例。
- ② 広告内容の真実性に疑義がある場合に、当該広告の差止め、広告者の費用による訂正広告の表示、消費者に対して生じた包括的損害に対する賠償請求、等を求めた事例。
- ③ 政府や自治体が、特に生活に困窮している世帯のために、公共的料金の全部又は一部を負担する政策をとろうとしたが、その基準が適切でないため、かかる基準の是正を求めた事例。
- ④ 政府が特定の委員会に対し、遺伝子組み換え食品の安全、販売及び消費に関する規則の制定を求めた事例。

(2) 集合的権利または利益に関する具体的事例

- ① サンパウロ州検察庁と保険会社との間で和解が成立したが、当該和解条項の内容では、多数の消費者が損害を被ることから、和解契約の無効を求めた事例¹。
- ② プロバイダー側の事情により、長時間通信ができなくなった場合に、これを是正する措置や代替手段を求めた事案。
- ③ 生命保険契約の一方的な改訂・解消を可能とする約款が存する場合に、当該条項の無効や変更を求めた事案。
- ④ 保険会社が提案した健康プランの保険料率を計算するにあたり、約款上に記載されたインフレ補正率が高額に過ぎるとして、当該条項が無効であり、公的機関が掲げるインフレ補正率を利用することを求めた事例²。
- ⑤ クレジットカード会社に対する訴訟
分割払いにした際に適用する金利に関する条項が、ブラジルの法律による上限を超えるため、当該超える部分の合意は無効であることの確認を求めた事例³。

(3) 同種個別的権利または利益に関する具体的事例

- ① 会員制を利用し、会費による医療サービスを提供していた医療機関が、物価上昇率を大幅に超える会費増額を行ったため、違法に徴収した会費相当額等を請求した事例⁴。
- ② 航空部門の混乱(例えば、ストライキ)により、飛行機のフライトが遅延又はキャンセルと

*1 和解により不利益を被った個人が、本来得られるべきであった金銭の支払を請求する場合は、同種個別的権利に基づく請求となる。

*2 無効とされる契約条項に基づいて既に掛金を支払った個人が、当該条項が無効であるとして、本来支払う必要のなかった掛金相当額の返還を求める場合は、同種個別的権利に基づく請求となる。

*3 法律上の上限を超える金利相当額を支払った個人が、当該条項が無効であるとして、本来支払う必要のなかった超過金利相当額の返還を求める場合は、同種個別的権利に基づく請求となる。

*4 詳細は、後記(4)請求の実例①を参照のこと。

なった場合に、航空会社等に対し、物質的な支援や金銭的な支援を求めた事案。

- ③ ブラジルで、銀行の定期預金の金利は、政府が公表したインフレ率により補正することとなっていたが、銀行が適切な補正を行わなかったので、補正がなされれば支払われるはずであった金銭相当額の支払いを求めた事案。
- ④ 企業が粉末経口避妊薬として販売した商品の一部が、ただの小麦粉であることが判明したため、当該企業に対し、被害を受けた者が医療機関を無償で利用できるようにすること等を求めた事例^{*5}

(4) 請求の実例

① アドヴェンチスタ病院の不当条項事例

原告：サンパウロ州(ただし、プロコンの要求による)、サンパウロ州司法及び市民防衛局

被告：アドヴェンチスタ病院

提訴日：2006年7月8日

事案の概要：

アドヴェンチスタ病院は、毎月会費を支払うことによりヘルスケアサービスや医療サービスを提供するという会員を募集していた。この会員規約にはインフレに対応するための会費調整条項が設けられていたところ、1995年ころアドヴェンチスタ病院が当該条項に基づき物価上昇率を大幅に超える会費増額を一方的に行ったという事案。ブラジルの法律では、インフレ対応の価格調整条項については、年単位でのインフレ率に基づくことを基本とし、これより不利な内容の調整条項については無効とするものとされていたが、アドヴェンチスタ病院の会員規約にはそのような会費調整幅の制限は設けられていなかった。また、消費者保護法でも、消費者に不利で濫用的な条項や事業者に一方的価格変更権を認めるような条項は無効と規定されていた。

請求の概要：

事案の概要のとおりアドヴェンチスタ病院の会費調整条項は法令違反で無効であるとして、まず、以下の仮の差止(公共的民事訴訟法12条及び84条3項)を求めた。

- (1) 法令違反となる1年以下の期間による価格調整の即時禁止及び違反行為1回につき2000レアルを支払うこと
- (2) 病院に生じる経費を一方的に会員に転嫁することを即時禁止(ただし、訴訟係属中の間)。ただし、提供されるサービスの水準は低下させないこと。違反行為1回につき2000レアル支払うこと

その上で本請求として、以下のような請求を行った。

- (1) 病院が会員から違法に徴収した金額を消費者保護法42条に基づき2倍にして返還すること
- (2) 会員規約の価格調整条項を適法かつ明確なものに修正すること
- (3) 会員の合意なく経費を会員に転嫁しないこと
- (4) 経費転嫁のための価格改定は、会員に対してあらかじめ詳細に明示された内容に

*5 詳細は、後記(4)請求の実例②を参照のこと。なお、報道機関を通じ、製品の危険性等を告知すること、被害者集団に対する慰謝料を求めている部分は、集合的権利に関する請求となる。

従い、かつ会員の明示の同意を考慮すること

(5) 訴訟費用及び弁護士費用の負担

及び原告は、利害関係者に告知し、検察官にこの訴訟を監督させるため、消費者保護法94条に基づく公告を要請する。

② シェリング社の経口避妊薬の事例

原告：サンパウロ州、プロコン

被告：シェリング社

提訴日：1998年7月2日

事案の概要：

シェリング社は「MICROVLAR」という経口避妊薬を製造している会社である。同社が新しい包装機械の試運転のために小麦から作ったダミーの薬を用いたところ、そのダミー薬の入った包装(約60万錠分)が間違えて流通してしまったため、避妊に失敗した女性が出るなどの被害が出た事案。シェリング社は、被害報告を使用者から受けて問題を認識した後も消費者に対する十分な情報提供を怠っていた。

請求の概要：

原告らは、被告の不当な商品を流通させた行為には注意義務違反があり、その後の対応についても事業者の適切な情報提供義務を定めた消費者保護法違反となるとして、以下のような請求をした。

- (1) 被害を受けたと思われる人々に、適切な情報、検査、助言を得られるような公平な医療機関を無償で利用しうるようにすること
- (2) 新聞やテレビ、ラジオにより、製品の危険性及びその有無の判断方法、上記の医療機関へのアクセス情報等を告知すること
- (3) 前2項の義務を怠るときは、一日あたり最低1万リアルを支払うこと
- (4) 被害者集団に対する精神的賠償として、最低100万リアルを公共的民事訴訟法による基金に支払うこと
- (5) この訴訟により生じた費用を支払うこと
及び民事訴訟法273条に基づく仮の救済を求める。

③ エクセルリーシング社他リース会社の不当条項事例

原告：サンパウロ州弁護士会

被告：エクセルリーシング社他リース会社、ブラジル連邦政府、ブラジル中央銀行

提訴日：1999年2月4日

事案の概要：

エクセルリーシング社他リース会社と顧客との自動車リース契約書には、市場で日々変動するドル指数を利用して毎月の割賦金額を調整する旨の条項が存在した。ドル指数を利用する方法は、当時、ブラジル国内で用いられていた他のインフレ指数よりその変動幅が遙かに大きいことが指摘されていた。

ブラジルでは、1994年7月1日から、経済政策の一環として「リアル計画」と呼ばれる新しいインフレ抑制政策が実施され、新通貨(リアル)を固定化された為替レートにリンクし、

ーリアル＝ドルと固定する施策を指向していた。当該経済政策の目的はインフレの抑制にあり、当初は一定程度の成果を上げていたことから、ドル指数と他の指数の相違は顕在化しなかった。

1998年の終わり頃、ブラジルの経済政策が変更され、為替レートの固定化制度が撤廃された。このため、1999年1月より、ドルとの関係で、レアルの切り下げが生じた。例えば、当時ブラジル国内で一般的に利用されていたインフレ指数 (IBGE—Brazilian Institute of Geography and Statistics—) によれば、当該月のインフレ指数が0.42パーセントであったのに対し、ドル指数は、当該月のうち1週間で45パーセント以上の増加を示し、両者の乖離は著しいものとなっていた。

レアル計画実施時、自動車取引においては、税制上の優遇措置を執ることで、売買契約ではなくリース契約を、単価となる通貨はレアルではなくドルで契約を締結することを奨励するかのような政策をとっていた。

しかし、上記のとおり、レアルの価値が下落したため、ドル建てでリース料を支払っていた消費者は支払いが困難となり、多数の消費者がドル建て債務の履行不能に陥り、車を回収されたばかりか、残リース債務を支払えないという事態に追い込まれた。

請求の概要:

サンパウロ州弁護士会は、リース会社等を被告として

- (1) 消費者保護法に規定する「事情変更の原則」に基づき、各リース契約に規定するドル指数に基づいて割賦金額を確定する旨の条項が無効であること
- (2) 各リース契約における割賦金額の算定にあたっては、ドル指数ではなく、1999年1月に大幅なレアル切り下げが生じる前にブラジル国内で用いられていた一般的なインフレ指数又はブラジル国内における現実のインフレ状況を反映する他の法的な指数等を用いるべきこと
- (3) その結果、1998年12月以降、消費者は(2)で決定された指数により算定された割賦金額を裁判所が指定する特定の口座に支払えば、当該月の割賦金を支払ったのと同様の効果が与えられること(日本法における供託類似の制度と思慮される)
- (4) 1999年1月以降、ドル指数に基づいて消費者が各リース会社に支払った金員相当額と、(2)記載のインフレ指数に基づいて支払うべき金額との差額について、各リース会社が消費者に対して返還すべきこと

等を求めて、各リース会社等を訴えた。

1審では、一部の被告に対する訴えは棄却したものの、各リース契約における債務の計算方法については原告の主張を認め、かつ、かかる計算方法に基づいて債務額を算定した場合に、消費者が債務を支払い過ぎていたこととなる場合には、事業者に対し、かかる過払い額の返還を認めた。

なお、本件は2審係属中である。